

税理士試験受験資格の「社会科学に属する科目を1科目以上」の 放送大学における対応科目について

「社会科学に属する科目を1科目以上」の具体的な科目については、国税庁が申請者一人一人に対し個別審査を行っており、大学ごとに科目の一括審査を行っていないため、放送大学では具体的な科目名を提示できません。放送大学で履修予定の科目の講義内容(シラバス)をご用意いただき、あらかじめ各国税局担当課へご照会の上、出願・科目登録していただきますようお願いいたします。

ただし、国税庁ホームページ「税理士試験に関するQ&A」の「問18」に例示された科目名と完全一致する科目については、照会の必要がありません。「問18」の例示に完全一致する放送大学の科目は以下の通りです。

科目コード	科目名	
1538411	刑法	
1534629	刑法(01)	
1597710	刑法(05)	
1534335	国際法	
1639307	国際法(14)	
1548492	国際法(19)	
1530488	民法	
1595369	民法(98)	
1639234	民法(13)	
1639706	民法(17)	
1539477	民法(22)	
1536575	労働法	
1220659	行政法	
1639161	行政法(12)	
1639633	行政法(18)	
1539418	行政法(22)	
1832620	商法	
1531433	商法(99)	
1835416	商法(03)	
1220594	会計学	
1546511	会計学	
1849115	会計学(04)	
1539574	会計学(24)	
1535978	金融論	
1536630	金融論(99)	
1595318	金融論(04)	
1546970	経営学	
1543229	経営学(03)	
8930503	経済政策(09)	大学院科目
8930694	経済政策(17)	大学院科目
8931011	経済政策(22)	大学院科目
1532847	財政学	
1831216	財政学(00)	
1599097	財政学(05)	
1531719	財政学(10)	
1534408	行政学	
1231715	統計学	
1861905	統計学(09)	
1562665	統計学(13)	
1562959	統計学(19)	

○2024年度に開講している科目は黄色ハイライトの6科目です。

○令和5年度(第73回)税理士試験からは、会計学に属する科目(簿記論・財務諸表論)については、受験資格の制限がなくなり、どなたでも受験が可能となります。

(参考)国税庁ホームページ「税理士試験に関するQ&A」より

問14 大学の文学部を卒業しましたが、税法に属する科目の受験資格はありますか。

(答) 大学又は短大を卒業した方のうち、例えば、文学部や理工学部など社会科学以外に属する科目を主たる履修科目とする学部や学科の卒業生も、いわゆる「教養科目」や「共通科目」において、社会科学に属する科目を1科目以上履修していれば税法に属する科目の受験資格(学識)があります。

受験申込みの際に、受験資格を有することを証する書面として、成績証明書(卒業年次の記載がない場合には、卒業証明書も必要となります。)を提出してください。

社会科学に属する科目の具体的な内容については、問18を参照してください。

問18 「社会科学に属する科目」にはどのような科目が含まれますか。

(答) 「社会科学に属する科目」には、改正前(令和4年度の税理士試験以前)の「法律学に属する科目」に該当していた、法学、法律概論、日本国憲法、民法、刑法、商法、行政法、労働法、国際法等、また、「経済学に属する科目」に該当していた、(マクロ又はミクロ)経済学、経営学、経済原論、経済政策、経済学史、財政学、国際経済論、金融論、貿易論、会計学、簿記学、商品学、農業経済、工業経済等の科目のほか、文系学部・理系学部を問わず、多くの学生に履修の機会があると考えられる、社会学、政治学、行政学、政策学、ビジネス学、コミュニケーション学、教育学、福祉学、心理学、統計学等の科目が該当します。

また、その科目が「専門科目」ではなく、いわゆる「教養科目」や「共通科目」として位置づけられている場合であっても対象となります。

なお、履修した科目が社会科学に該当するかどうかは科目の名称から判定しかねる場合には、授業内容が記載されている学生便覧(科目名、担当教授、時間数、授業内容等が記載されているもの)を取り寄せた後、最寄りの国税局又は沖縄国税事務所の人事課税理士試験担当係へご照会ください。

※ 社会科学とは、一般に、人間集団や社会の在り方を主な研究対象とする学問領域を指していると考えられます。